先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

（目的）

第１条　この規則は、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則(以下「取引証拠金規則」という。)に基づき、当社が定める事項に関し、必要な事項を定める。

（想定損失相当額の算出方法）

第１条の２　取引証拠金規則第４条第１号、第９条の２第１項及び別表２ａ（ａ）に規定する当社が定める方法は、別表１「想定損失相当額の算出に関する表」に定める方法とする。

（取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量）

第１条の３　取引証拠金規則第６条の２第１項から第３項までに規定するリスク量として当社が定める数量及び当社が定める判定基準数量は、次の各号に掲げる基準に基づき、別表１の２「取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表」により算出される数量とする。

(1)　流動性基準

(2)　集中基準

2　当社は、前項に規定する判定基準数量を前月の末日(休業日に当たるときは順次繰り上げる。)を算出基準日として毎月算出し、当月の初日(休業日に当たるときは順次繰り下げる。)に公表する。

3　前項の規定により公表した判定基準数量は、当月の３日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日から適用する。

4　当社が取引証拠金規則第６条の２第１項から第３項までの規定に基づき取引証拠金所要額の引上げを行う場合の引上げ額は、別表２「取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表」により算出される額とする。

（破綻時証拠金）

第１条の４　取引証拠金規則第６条の３第１項に規定する一の清算参加者が負っているものと想定される破綻時証拠金は、計算上清算基金所要額から適用清算基金所要額を差し引いて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　計算上清算基金所要額

破綻処理単位期間における業務方法書第17条の規定による清算基金の特則を適用せず、業務方法書第16条第１項第２号から第６号までの規定に基づき計算した場合の清算基金所要額

(2)　適用清算基金所要額

破綻処理単位期間における業務方法書第17条の規定による清算基金所要額

2　取引証拠金規則第６条の３第１項に規定する取引証拠金所要額の引上げ基準は、前項に定める破綻時証拠金の額が正の額になった場合に該当したとする。

3　破綻処理単位期間の開始日の翌日以降の日において第１項の規定により計算された破綻時証拠金の額が、当該破綻処理単位期間における前日に計算された破綻時証拠金の額よりも少ない額である場合の破綻時証拠金の額は、当該前日に計算された破綻時証拠金の額とする。

（オプション取引に係る清算価格）

第２条　取引証拠金規則第７条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。

(1)　有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数（株式会社ＪＰＸ総研（以下「ＪＰＸ総研」という。）が算出する東証株価指数をいう。以下同じ。）に係る指数オプション取引、JPX 日経インデックス 400（株式会社日本取引所グループ、ＪＰＸ総研及び株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）が算出する JPX 日経インデックス 400 をいう。以下同じ。）に係る指数オプション取引、東証銀行業株価指数（ＪＰＸ総研が算出する東証銀行業株価指数をいう。以下同じ。）に係る指数オプション取引及び東証 REIT 指数（ＪＰＸ総研が算出する東証 REIT 指数をいう。以下同じ。）の各銘柄

当社が別表３「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。ただし、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価格として定めることが適当でないと認める銘柄については、当該状況等を勘案して、当社が定める数値とする。

(2)　日経平均（日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。）に係るオプション取引の各銘柄

次のａ及びｂに掲げる区分に従い、当該ａ及びｂに定める数値とする。ただし、当該取引日の立会における約定価格及び理論価格の状況等を勘案して、当該ａ及びｂの規定に基づき清算価格を定めることが適当でないと当社が認める場合は当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。

ａ　午後３時から当該指定市場開設者が定める当該オプション取引の日中立会の終了時までにおいて立会による約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。以下この号において同じ。）がある場合

当該約定値段のうち最終の約定値段

ｂ　前ａに定める約定値段がない場合

当社が別表３「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値

(3)　金先物オプションの各銘柄

次のａ及びｂに掲げる区分に従い、当該ａ及びｂに定める数値とする。ただし、当該取引日の立会における約定価格及び理論価格の状況等を勘案して、当該ａ及びｂの規定に基づき清算価格を定めることが適当でないと当社が認める場合は当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。

ａ　当該指定市場開設者が定める当該オプション取引の日中立会の終了時における約定値段がある場合

当該約定値段

ｂ　前ａに定める約定値段がない場合

当社が別表３「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値

（外国通貨の取扱い）

第２条の２　取引証拠金規則第７条の２で規定する当社が指定する通貨は、円貨及びアメリカ合衆国通貨とする。

２　取引証拠金規則第11条、第16条及び第20条の２で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、100分の95とする。

（取引証拠金の事前割増額の取扱い）

第２条の３　取引証拠金規則第９条の２第１項に規定する取引証拠金の事前割増額の算出に用いる当社が定める割合は、指定市場開設者が休業日において立会を行う日として定める日（以下「祝日取引実施日」という。）の連続する日数及び指定市場開設者が祝日取引実施日において取引を行う先物・オプション取引に係る清算資格に応じて当社が定める割合とする。

（金銭の取扱い）

第２条の４　取引証拠金規則第９条又は第10条に定める取引証拠金の当社への預託を金銭により行う場合には、清算参加者は、当社が指定する銀行のうちから当該清算参加者が選定した銀行又は日本銀行に設けられた当社名義の口座への振込みにより当該預託を行うものとする。

２　当社に取引証拠金として預託されている金銭の清算参加者への返戻は、当社が当社名義の口座から当該清算参加者が指定する口座への振込みにより行うものとする。

（日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等）

第２条の５　取引証拠金規則第20条の４に規定する当社が定める日中清算値段のうち国債証券先物取引に係る日中清算値段（現金決済先物取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現金決済先物取引をいう。以下同じ。）については、日中清算数値）は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　当該取引日の午前11時2分における国債証券先物取引の約定値段（現金決済先物取引については、約定数値）とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当日の前場立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

(2)　前号の規定にかかわらず、現物先物取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係る現物先物取引をいう。以下同じ。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）以降においては、当該現物先物取引の限月取引の取引最終日の清算値段を日中清算値段とし、現金決済先物取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下同じ。）を定める際に用いる現物先物取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。）においては、当該現金決済先物取引の限月取引の取引最終日の清算数値を日中清算数値とする。

2　取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算数値のうち金利先物取引に係る日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　当該取引日の午前11時2分における金利先物取引の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の前場立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

(2)　前号の規定にかかわらず、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該金利先物取引の限月取引の取引最終日の清算数値を日中清算数値とする。

3　取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算値段のうち商品先物取引に係る日中清算値段は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　現物先物取引

各取引日の現物先物取引の約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。以下この条において同じ。）のうち日中清算値段算出時の直前における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段（取引開始日における限月取引（指定市場開設者が定める限月取引をいう。以下この条において同じ。）にあっては、取引最終日が最も近い限月取引の清算値段）とする。

(2)　限月現金決済先物取引

取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引（取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。）の限月取引に係る日中清算値段とする。

(3) 限日現金決済先物取引

各取引日の限日現金決済先物取引の約定値段のうち日中清算値段算出時の直前における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段（取引開始日における限月取引にあっては、取引最終日が最も近い限月取引の清算値段）とする。

4 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算数値のうち指数先物取引に係る日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) 業務方法書の取扱い第20条の8(同条第1項第2号を除く。)の規定は、取引証拠金規則第20条の4の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。 この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1項第1号a中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場(取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、FTSE中国50インデックス(Stock Exchange of Hong Kong Limitedに上場されている銘柄のうちFTSE International Limitedが選定した50銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、FTSE International Limitedが算出するものをいう。)を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合、当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc. が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ(S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはTaiwan Futures Exchange Corporationが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数(Taiwan Stock Exchange Corporationが算出する台湾証券取引所 発行量加権指数をいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合又は当該取引最終日の終了する日の米国における該当日に、CME Group Petroleum Index（NYMEXに上場するNYMEX WTI Crude Oil Futures、NYMEX NY Harbor RBOB Gasoli

ne Futures 及び NYMEX NY Harbor ULSD Futures の 3 商品から構成される指数であって、CME Group が算出するものをいう。）を対象とした指数先物取引において、当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第 4 条第 3 項第 1 号において同じ。)においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

(2)　日経平均・配当指数(日本経済新聞社が算出する日経平均・配当指数をいう。)を対象とする指数先物取引に係る日中清算数値は、当該取引日の立会において、午前 11 時までの当社が定める時間以降に約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。)がある限月取引については、当該時間以降の最終の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の午前 11 時までの呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。なお、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第 4 条第 3 項第 2 号において同じ。)においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

5　取引証拠金規則第 20 条の 4 に規定する当社が定める日中清算価格は、次の各号に掲げるオプション取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　日経平均に係るオプション取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引、JPX 日経インデックス 400 に係る指数オプション取引、東証銀行業株価指数に係る指数オプション取引及び東証 REIT 指数に係る指数オプション取引

第 2 条の規定を準用する。この場合において、別表 3 の 1. 中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段(指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。)」とあるのは「日中清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段(指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。)」と、別表 3 の 2. 中「清算値段」とあるのは「日中清算値段」と、別表 3 の 3. 中「当該取引日の終了する日における」とあるのは「日中清算価格算出時の」と読み替えるものとする。

(2)　金先物オプション取引

当社が別表3「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。この場合において、別表3の4.「清算値段」とあるのは「日中清算値段」と読み替えるものとする。

(緊急取引証拠金を預託する場合)

第3条　取引証拠金規則第21条第1項に規定する当社が定める基準は、次のとおりとする。

(1)　国債証券先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定値段と日中清算値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合

(2)　指数先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定数値と日中清算数値との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合

(3)　貴金属先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定値段と日中清算値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合

(4)　石油先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後1時における立会による直前の約定値段と日中清算値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合

2　業務方法書の取扱い第20条の5第1項の規定は、前項第1号の午後1時における立会による直前の約定値段について準用する。この場合において、同第20条の5第1項第1号中「午後3時2分」とあるのは「午後1時」と、「立会」とあるのは「午後立会」と読み替えるものとする。

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用)

第4条　取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算値段のうち、国債証券先物取引に係る緊急清算値段(現金決済先物取引については、緊急清算数値)は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　当該取引日の午後1時における国債証券先物取引の約定値段（現金決済先物取引については、約定数値）とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当日の午後1時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

(2)　前号の規定にかかわらず、現物先物取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該現物先物取引の限月取引の取引最終日の清算値段を緊急清算値段とし、現金決済先物取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値を定める際に用いる現物先

物取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。)においては、当該現金決済先物取引の限月取引の取引最終日の清算数値を緊急清算数値とする。

2　取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算数値のうち金利先物取引に係る緊急清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　当該取引日の午後1時における金利先物取引の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の午後1時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

(2)　前号の規定にかかわらず、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該金利先物取引の限月取引の取引最終日の清算数値を緊急清算数値とする。

3　取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算値段のうち商品先物取引に係る緊急清算値段は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　現物先物取引

各取引日の現物先物取引の約定値段(ストラテジー取引による約定値段を除く。以下この条において同じ。)のうち緊急清算値段算出時の直前における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段(取引開始日における限月取引(指定市場開設者が定める限月取引をいう。以下この条において同じ。)にあっては、取引最終日が最も近い限月取引の清算値段)とする。

(2)　限月現金決済先物取引

取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。)の限月取引に係る緊急清算値段とする。

(3)　限日現金決済先物取引

各取引日の限日現金決済先物取引の約定値段のうち緊急清算値段算出時の直前における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段(取引開始日における限月取引(指定市場開設者が定める限月取引をいう。以下この条において同じ。)にあっては、取引最終日が最も近い限月取引の清算値段)とする。

4　取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算数値のうち指数先物取引に係る緊急清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　業務方法書の取扱い第20条の8(同条第1項第2号を除く。)の規定は、取引証拠金規則第23条の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1項第1号中「午後3時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午後0時45分から午後1時まで」と、「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午後1時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。

(2)　配当指数を対象とする指数先物取引に係る緊急清算数値は、当該取引日の立会において、午後1時までの当社が定める時間以降に約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。)がある限月取引については、当該時間以降の最終の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の午後１時までの呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。なお、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。

5　取引証拠金規則第23条に規定する当社が定める緊急清算価格は、次の各号に掲げるオプション取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1)　日経平均に係るオプション取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引、JPX日経インデックス400に係る指数オプション取引、東証銀行業株価指数に係る指数オプション取引及び東証REIT指数に係る指数オプション取引

第2条の規定を準用する。この場合において、別表3の1. 中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段(指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。)」とあるのは「緊急清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段(指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。)」と、別表3の2. 中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と、別表3の3. 中「当該取引日の終了する日における」とあるのは「緊急清算価格算出時の」と読み替えるものとする。

(2)　金先物オプション取引

当社が別表3「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。この場合において、別表3の4.「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と読み替えるものとする。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分のポジション申告)

第5条　取引証拠金規則第25条に規定する当社が定める時限は、当日の午後7時とする。

第6条　削除

(国債証券の取扱い)

第7条　清算参加者は、取引証拠金規則別表1第2項に規定する国債証券を当社に預託する場合には、日本銀行に設けられた当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

(株券等の取扱い)

第8条　清算参加者は、次の各号に掲げる有価証券を当社に預託する場合には、株式会社証券保管振替機構に開設された当社名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。

(1)　取引証拠金規則別表1第2項に規定する株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、債券(国債証券及び新株予約権付社債券を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券

(2)　取引証拠金規則別表1第2項に規定する投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

2　当社は、次の各号に掲げる預託有価証券に係る保管振替機構に対する報告を預託元の清算参加者に委託し、当該委託を受けた清算参加者は保管振替機構に対し当該報告を行うものとする。この場合において、当該委託を受けた清算参加者は他の者をして当該報告を行わせることができる。

(1)　内国法人の発行する株券に係る特別株主管理事務委託状況の報告

(2)　優先出資証券に係る特別優先出資者管理事務委託状況の報告

(3)　投資信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告

(4)　投資証券に係る特別投資主管理事務委託状況の報告

(5)　受益証券発行信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告

(代用有価証券)

第9条　取引証拠金規則別表1第2項に規定する国債証券、政府保証債券、金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、外国国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及び円貨建外国債券の時価に乗ずべき率として当社が定める率は、別表4に定める。

(代用有価証券からの除外)

第10条　国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日から、当該株券及び当該株券(当該外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券から除外する。

(1)　当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により指定金融商品市場に株券が上場されている会社(以下「上場会社」という。)の完全子会社となる場合

(2)　当該株券の発行者が上場会社に吸収合併される場合

(3)　その他当該株券が上場廃止となる場合であって当該株券と引換えに交付される株券が指定金融商品市場に速やかに上場される見込みがあるとき

2　前項の規定は、取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

付　則

1　この規則は、平成16年2月2日から施行する。

2　商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。

付　則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成16年12月13日。

付　則

1　この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

2　清算参加者は、この改正規定施行の際、現に債券(国債証券、新株予約権付社債券等及び交換社債券を除く。)を本券により当社に預託している場合には、平成18年3月31日までに返戻を受けるものとする。

付　則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成19年1月4日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成19年3月12日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成20年1月15日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成21年3月23日から施行する。

付　則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。
（注）「当社が定める日」は平成21年10月5日。

付　則

この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成22年5月24日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成22年7月26日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成23年11月21日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成24年3月9日から施行する。

付　則

この改正規定は、平成25年7月16日から施行する。

付　則

1　この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年3月24日以後の当社が定める日から施行する。

付　則(平成27年11月9日)

この改正規定は、平成27年11月9日から施行する。

付　則(平成28年7月19日)

この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。

付　則(平成28年7月19日)

1　この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成28年7月19日以後の当社が定める日から施行する。

付　則(平成30年2月13日)

1　この改正規定は、平成30年2月13日から施行する。
2　前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年2月14日以後の当社が定める日から施行する。

付　則(平成30年6月25日)

1　この改正規定は、平成30年6月25日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他

やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年6月25日以後の当社が定める日から施行する。

付　則(平成30年7月17日)

この改正規定は、平成30年7月17日から施行する。

付　則(平成31年1月15日)

この改正規定は、平成31年1月15日から施行する。

付　則(平成31年4月8日)

この改正規定は、平成31年4月8日から施行する。

付　則(令和2年7月13日)

この改正規定は、令和2年7月13日から施行する。

付　則(令和2年7月27日)

1　この改正規定は、令和2年7月27日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和2年7月27日以後の当社が定める日から施行する。

付　則(令和3年9月21日)

1　この改正規定は、令和3年9月21日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和3年9月21日以後の当社が定める日から施行する。

付　則(令和4年4月1日)

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

付　則(令和4年4月4日)

1　この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由に

より、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和4年4月4日以後の当社が定める日から施行する。

付　則(令和4年9月21日)

1　この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和4年9月21日以後の当社が定める日から施行する。

付　則(令和4年10月11日)

この改正規定は、令和4年10月11日から施行する。

付　則(令和4年12月12日)

この改正規定は、令和4年12月12日から施行する。

付　則(令和5年3月6日)

この改正規定は、令和5年3月6日から施行する。

付　則(令和5年5月29日)

1　この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年5月29日以後の当社が定める日から施行する

付　則(令和5年6月12日)

この改正規定は、令和5年6月12日から施行する。

付　則(令和5年9月11日)

この改正規定は、令和5年9月11日から施行する。

付　則(令和5年11月6日)

1　この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由に

より、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和5年11月6日以後の当社が定める日から施行する。

付　則(令和5年12月11日)

この改正規定は、令和5年12月11日から施行する。

別表１

想定損失相当額の算出に関する表

想定損失相当額は、次のａ及びｂに定める変動額のうち、当該変動額の合計額が大きい順に並べて99%に相当する額をカバーする水準に基づいて当社が定める方法により算出する額とする。ただし、当社が別に定める先物取引及びオプション取引にあっては、当社が別に定める方法により算出する額とする。

ａ　参照期間内想定変動額

参照期間内想定変動額とは、参照期間におけるヒストリカルシナリオから想定される各銘柄の価値の変動額をいう。

(注1)　参照期間とは、算出基準日から起算して1,250日前から算出基準日までをいう。ただし、当該期間が適当と認められない場合には、当社が定める期間とする。

(注2)　ヒストリカルシナリオとは、各銘柄について、当社が定める日数のマーケットデータ(各銘柄の対象となる指数、有価証券の価格、清算値段、清算数値、清算価格、金利、利回り及びインプライド・ボラティリティに関する情報をいう。以下同じ。)の変動を基に当社が別に定める方法により一定の調整を行って組成したシナリオをいう。

ｂ　ストレスシナリオ想定変動額

ストレスシナリオ想定変動額とは、極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として当社が定めるシナリオから想定される各銘柄の価値の変動額とする。

別表１の２

取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表

1. 流動性基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法

(1) リスク量

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、国債先物等清算対象商品グループ（国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）、指数先物等清算対象商品グループ(指数先物取引及び指数オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）、金先物等清算対象商品グループ(金先物取引、金先物オプション取引及び金限日取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ)及び白金先物等清算対象商品グループ(白金先物取引及び白金限日取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)ごとに、次の計算式により算出される数量(当該数量が負となる場合はゼロ)とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量
＝一の取引日の終了時点における流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値から次号に掲げる判定基準数量を差し引いた数量

ａ　流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量とは、次の計算式により算出される数量をいう。

流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量
＝一の取引日の終了時点における当該一の清算参加者の各銘柄のネット建玉数量(買建玉数量から売建玉数量を差し引いた数量をいう。以下同じ。)×当該取引日の終了時点における各銘柄の銘柄間取引高・建玉調整係数

ｂ　銘柄間取引高・建玉調整係数とは、次の計算式により算出される値とする。

銘柄間取引高・建玉調整係数
＝ベータ値×デルタ値×原資産終値比率×取引単位調整比率
(注 1)ベータ値は、各銘柄と当社が国債先物等清算対象商品グループ、指数先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清

算対象商品グループごとに定める被換算対象銘柄との相関係数を基に当社が定める係数とする。

(注2)デルタ値は、各銘柄が先物取引である場合は1とし、オプション取引である場合は当社が定める係数とする。

(注3)原資産終値比率は、被換算対象銘柄の原資産終値と各銘柄の原資産の当該取引における終値を基に当社が定める係数とする。

(注4)取引単位調整比率とは、次の計算式により算出される値とする。

取引単位調整比率
＝各銘柄の取引単位÷被換算対象銘柄の取引単位

(2)判定基準数量

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量は、指定金融商品市場における取引高について、国債先物等清算対象商品グループ、指数先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｄまでに定めるとおりとする。

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量
＝判定基準数量算定期間における各取引日の基礎取引高の平均値×流動性基準額調整係数×想定保有期間

ａ　判定基準数量算定期間とは、前月の末日(休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。)に終了する取引日から起算して60日前(休業日を除外する。)から前月の末日までをいう。

ｂ　各取引日の基礎取引高とは、一の取引日の当該指定金融商品市場における各銘柄の取引高に、当該各銘柄に係る前号ｂに規定する銘柄間取引高・建玉調整係数を掛け合わせたものの合計値をいう。

ｃ　流動性基準額調整係数は、当社が定める係数とする。

ｄ　各グループの想定保有期間は、以下のとおりとする。
国債先物等清算対象商品グループ及び指数先物等清算対象商品グループ：2
金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループ：1

2. 集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法

(1)リスク量

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、国債先物清算対象商品グループ(国債証券先物取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)、国債先物オプション清算対象商品グループ(国債証券先物オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)、指数先物清算対象商品グループ(指数先物取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)、指数オプション清算対象商品グループ(指数オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)、金先物清算対象商品グループ(金先物取引及び金限日取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)、金先物オプション清算対象商品グループ(金先物オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)及び白金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量
＝一の取引日の終了時点における集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値から次号に掲げる判定基準数量を差し引いた数量(当該集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値が負となる場合は判定基準数量を加えた数量)

(注)　集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値から判定基準数量を差し引いた数量が負となる場合はゼロとする。

ａ　集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量とは、次の計算式により算出される数量をいう。

集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量
＝一の取引日の終了時点における当該一の清算参加者の各銘柄のネット建玉数量×当該取引日の終了時点における各銘柄の銘柄間取引高・建玉調整係数

ｂ　銘柄間取引高・建玉調整係数とは、前項第１号ｂに規定する銘柄間取引高・建玉調整係数とする。

(2)判定基準数量

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量は、指定金融商品市場における建玉残高について、国債先物清算対象商品グループ、国債先物オプション清算対象商品グループ、指数先物清算対象商品グループ、指数オプション清算対象商品グループ、金先物清算対象商品グループ、金先物オプション清算

対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｄまでに定めるとおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量
＝判定基準数量算定日における基礎建玉残高×集中基準額調整係数×想定保有期間

a 判定基準数量算定日は、前月の末日をいう。

b 基礎建玉残高とは、判定基準数量算定日の当該指定金融商品市場における各銘柄の建玉残高に、当該各銘柄に係る前号ｂに規定する銘柄間取引高・建玉調整係数を掛け合わせたものの合計値をいう。

c 集中基準額調整係数は、当社が定める係数とする。

d 各グループの想定保有期間は、以下のとおりとする。
国債先物等清算対象商品グループ及び指数先物等清算対象商品グループ：2
金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループ：1

別表２

取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表

取引証拠金所要額割増額は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、国債先物等清算対象商品グループ、指数先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される額とする。ただし、当社が適当でないと認める場合は、当社がその都度定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、別表１の２に定めるほか、次のａ及びｂに定めるとおりとする。

取引証拠金所要額割増額
＝流動性基準に基づく想定超過損失額又は集中基準に基づく想定超過損失額のうちいずれか大きい額

ａ　流動性基準に基づく想定超過損失額とは、国債先物等清算対象商品グループ、指数先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される額とする。

流動性基準に基づく想定超過損失額
＝別表１の２第１項第１号に掲げるリスク量×建玉１単位当たりの取引証拠金相当額×流動性基準該当時想定超過係数
(注１)建玉１単位当たりの取引証拠金相当額とは、当社が定める被換算対象銘柄が属する商品の各限月取引の売付け及び買付けにおける建玉１単位当たりの想定損失相当額を平均した額をいう。
(注２)流動性基準該当時想定超過係数とは、次の計算式により算出される係数とする

流動性基準該当時想定超過係数

$$=\sqrt{\frac{\text{流動性基準額保有日数倍率}}{3}}$$

(注2-1)流動性基準額保有日数倍率とは、次の計算式により算出される数とする。

流動性基準額保有日数倍率
＝別表１の２第１項第１号に掲げるリスク量÷同項第２号に掲げる判定基準数量

ｂ　集中基準に基づく想定超過損失額とは、国債先物清算対象商品グループ、国債先物オプション清算対象商品グループ、指数先物清算対象商品グループ、指数オプシ

ョン清算対象商品グループ、金先物清算対象商品グループ、金先物オプション清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される想定超過損失相当額を、国債先物等清算対象商品グループ、指数先物等清算対象商品グループ、金先物等清算対象商品グループ及び白金先物等清算対象商品グループごとに合算した額の絶対値とする。

集中基準に基づく各商品グループの想定超過損失相当額
＝別表１の２第２項第１号に掲げるリスク量×建玉１単位当たりの取引証拠金相当額×集中基準該当時想定超過係数

(注1)建玉１単位当たりの取引証拠金相当額とは、当社が定める被換算対象銘柄が属する商品の各限月取引の売付け及び買付けにおける建玉１単位当たりの想定損失相当額を平均した額をいう。

(注2)集中基準該当時想定超過係数とは、次の計算式により算出される係数とする。

集中基準該当時想定超過係数

$$=\sqrt{\frac{\text{集中基準額保有日数倍率}}{3}}$$

(注2-1)集中基準額保有日数倍率とは、次の計算式により算出される数とする。

集中基準額保有日数倍率
＝別表１の２第２項第１号に掲げるリスク量の絶対値÷同項第２号に掲げる判定基準数量

別表３

オプション取引の理論価格算出に関する表

1. 有価証券オプション取引

有価証券プットオプションの理論価格P

$$P = -S'N(-d_1) + Ke^{-r\tau}N(-d_2)$$

有価証券コールオプションの理論価格C

$$C = S'N(d_1) - Ke^{-r\tau}N(d_2)$$

なお、S'、d_1及びd_2は次の式により計算するものとする。

$$S' = S - \sum_{i=1}^{n} D_i\, e^{-rt_i}$$

$$d_1 = [\ln(S'/K) + (r + \sigma^2/2)\tau]/\sigma\sqrt{\tau}$$
$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{\tau}$$

（注）．上式における各記号の意味は、次のとおりとする。

$N(\cdot)$：標準正規分布の累積分布関数

K：権利行使価格

e：自然対数の底

r：当社が指定する金利

τ：翌日から権利行使日までの日数/365

S：当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）

D_i：オプション対象証券のi期の予想配当金

t_i：翌日からD_iの配当落日までの日数/365

In：自然対数

σ：当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ

2. 国債証券先物オプション取引

国債証券先物プットオプションの理論価格P

$$P = e^{-r\tau}[KN(-d_2) - FN(-d_1)]$$

国債証券先物コールオプションの理論価格C

$$C = e^{-r\tau}[FN(d_1) - KN(d_2)]$$

なお、d_1及びd_2は次の式により計算するものとする。

$$d_1 = [\ln(F/K) + (\sigma^2/2)\tau]/\sigma\sqrt{\tau}$$
$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{\tau}$$

（注）．上式における各記号の意味は、次のとおりとする。

e：自然対数の底

r：当社が指定する金利

τ：翌日から権利行使日期間満了の日までの日数/365

K：権利行使価格

$N(\cdot)$：標準正規分布の累積分布関数

F：当該取引日の権利行使対象先物限月取引の清算値段

In：自然対数

σ：当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ

3. 指数オプション取引

指数プットオプションの理論価格P

$$P = -Se^{-\delta\tau}N(-d_1) + Ke^{-r\tau}N(-d_2)$$

指数コールオプションの理論価格C

$$C = Se^{-\delta\tau}N(d_1) - Ke^{-r\tau}N(d_2)$$

なお、d_1及びd_2は次の式により計算するものとする。

$$d_1 = [\ln(S/K) + (r - \delta + \sigma^2/2)\tau]/\sigma\sqrt{\tau}$$
$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{\tau}$$

（注）．上式における各記号の意味は、次のとおりとする。

S：当該取引日の終了する日における対象指数に関連する値の中から当社が指定する値

e：自然対数の底

δ：対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するもの

τ：翌日から権利行使日までの日数/365

$N(\cdot)$：標準正規分布の累積分布関数

K：権利行使価格

r：当社が指定する金利

In：自然対数

σ：当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ

4. 金先物オプション取引

金先物プットオプションの理論価格P

$$P = e^{-r\tau}[KN(-d_2) - FN(-d_1)]$$

金先物コールオプションの理論価格C

$$C = e^{-r\tau}[FN(-d_1) - KN(-d_2)]$$

なお、d_1及びd_2は次の式により計算するものとする。

$$d_1 = [\ln(F/K) + (\sigma^2/2)\tau]/\sigma\sqrt{\tau}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{\tau}$$

（注）．上式における各記号の意味は、次のとおりとする。

e：自然対数の底

r：当社が指定する金利

τ：翌日から権利行使日までの日数/365

K：権利行使価格

$N(\cdot)$：標準正規分布の累積分布関数

F：当該取引日の権利行使対象先物限月取引の清算値段

In：自然対数

σ：当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ

別表 4

代用有価証券の時価に乗ずべき率に関する表

第 9 条に規定する時価に乗ずべき率として当社が定める率は以下のとおりとする。

有価証券等の種類	時価に乗ずべき率
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	(1)　国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 d　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 f　残存期間 30 年超のもの 100 分の 92 (2)　変動利付国債 a　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 99 d　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 (3)　物価連動国債 a　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 d　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 98

		e　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 98 f　残存期間 30 年超のもの 100 分の 98 (4)　分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 c　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 d　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 f　残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
政府保証債券 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券		(1)　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2)　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 98 (3)　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4)　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 (5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	(1)　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 94 (2)　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 92 (3)　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 91 (4)　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 89 (5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 88

	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の80
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の82
地方債証券		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの

	100 分の 96 (5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 95 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 95
特殊債券（政府保証債券を除く。） 社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）	(1)　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2)　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3)　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4)　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 (5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 95 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 94
円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）	(1)　残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2)　残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3)　残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4)　残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 98 (5)　残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 98 (6)　残存期間 30 年超のもの 100 分の 98